

法定協議会の概要

- 【目的】 大糸線沿線地域の目指す姿を実現する交通体系の方向性を決定するため、
今後の大糸線のあり方等について沿線地域の幅広い関係者と協議・検討を行う
- 【位置づけ】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基づき組織するもの
- 【対象区間】 大糸線 JR西日本区間（糸魚川駅から南小谷駅まで）
- 【協議事項】 大糸線沿線地域を結ぶ交通体系のあり方に関すること、地域公共交通計画の作成と実施について など
- 【会議の公開】 原則公開（フルオープン）
- 【協議会の構成員】

地方公共団体	交通事業者	道路管理者	その他必要と認めるもの
新潟県交通政策局長	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社副支社長	新潟県糸魚川地域振興局 地域整備部長	糸魚川市観光協会
新潟県糸魚川地域振興局長	東日本旅客鉄道株式会社 長野事業本部総務部 経営戦略ユニット長	長野県大町建設事務所長	小谷村観光連盟
長野県企画振興部交通政策局長	えちごトキめき鉄道株式会社	公安委員会	糸魚川商工会議所
長野県北アルプス地域振興局長	糸魚川バス株式会社	糸魚川警察署交通課長	小谷村商工会
糸魚川市副市長	有限会社糸魚川タクシー	大町警察署小谷警察官駐在所長	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部長
小谷村副村長	有限会社白馬交通	利用者代表	国土交通省北陸信越運輸局 鉄道部長
学識経験者	アルピコ交通株式会社	糸魚川市 2名	白馬村副村長
流通経済大学経済学部教授 板谷 和也	アルピコタクシー株式会社	小谷村 2名	オブザーバー
	小谷観光タクシー有限会社		大町市

○今後の大糸線のあり方等について沿線地域の幅広い関係者と協議・検討を行うため、規約を改正し、『域公共交通の活性化及び再生に関する法律』第6条に基づく法定協議会へ移行する。

【主な改正内容】

① 協議会の目的・協議事項の見直し

- ・沿線地域を結ぶ交通体系のあり方に関する事項を追加
- ・地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項を追加

② 協議会構成員の拡充

- ・法令に基づき、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、地域公共交通の利用者を追加
- ・その他必要と認める者として、北陸信越運輸局、観光・商工関係者等を追加
- ・白馬村を構成員、大町市をオブザーバーとして位置付け

③ 会議運営の見直し

- ・会議を原則公開へ変更
- ・その他、必要な規定を整備

※参考条文

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会

四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、協議会において同項に規定する協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあっては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

7 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

8 主務大臣及び都道府県(第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。)は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。